

議案第 40 号

箱根町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

箱根町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する
条例を別紙のように定める。

平成 29 年 6 月 9 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令
(平成 29 年内閣府・国土交通省令第 1 号) が平成 29 年 2 月 7 日付け
で公布され、平成 29 年 2 月 14 日から施行されたことに伴い、現行条
例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

箱根町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成 24 年箱根町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項中「(118 の 4—A・B)」を「(118 の 5—A・B)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。